

第19回総会 令和3年12月27日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、12月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

局長 今月は、農地法施行規則第29条の規定に係る届出（小規模転用）1件、農地改良届出1件提出がありましたので報告いたします。初めに小規模転用の1番を報告します。土地の所在は、大字右松字〇〇番1、地目：台帳・現況ともに畑、面積939㎡の内89㎡、届出人は、大字右松〇〇番地1、〇〇、転用目的は、農業用作業小屋89㎡を建築するためであります。現地を確認されています、〇〇委員に報告をお願いします。

4番 小規模転用の1番を報告します。今回の届出は、右松で大規模のニラ農家である、〇〇さんが、既存のニラ作業小屋が手狭になったことから、ちょうど自宅の真後ろにある農地に、ニラの作業小屋を建築するために届出されたものです。場所については、地図を参照して下さい。何ら問題ないことを報告します。

局長 次に農地改良届出1番を報告します。土地の所在：大字上三財字〇〇番他7筆、地目：台帳・現況ともに田、面積12,430㎡、所有者：大字上三財〇〇番地の〇〇、大字平郡〇〇番地1の〇〇、申請者（耕作者）：大字上三財〇〇番地、〇〇、改良する理由は、畦を取り払い、約20cm盛土して平坦にし、効率良く利用するため改良するとしています。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

22番 農地改良届出の1番を報告します。届出農地は、2筆、2筆、4筆、3つの小字名の計8筆の田であります。耕作者の〇〇さんは、機械も大型化をされており、それぞれ面積の狭い筆の田を20cmほど高くして、畦を取り払い1枚の広い田にして、効率良く仕事を行うための届出で、現地確認しましたので報告します。地元でも大きな優良法人で、何ら問題ありません。

局長 また、相続届出 5 件、使用貸借合意解約 4 件、賃貸借合意解約 11 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和 3 年度第 19 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、全員の出席であります。本日の議案件数であります  
が、5 件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。10 番 ○○委員、22 番  
○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 99 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 99 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページ  
の通り申請件数は 3 件であります。

1 番を説明します。受人：宮崎市の○○、渡人：童子丸の○○、申請地：大字童子丸  
字○○番 2、登記・現況ともに畑、面積 1,104 m<sup>2</sup>、申請事由：宅地分譲用地、権利の  
内容：売買による所有権移転、主な内容は、宅地分譲地 7 区画の造成であります。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

3 番 今回は、18 番 ○○委員と私（3 番 ○○委員）が会長の命を受けまして、去る 12  
月 17 日、午前 9 時 00 分より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より  
緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法第 5 条 3 件、非農地証明 1 件の現地調査を行  
いました。順次報告しますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

尚、非農地証明調査には、19 番 ○○委員にも同行していただきました。

18 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の○○集落で○○の農協ピーマン出荷場から  
○○方面へ西に 500m 程行き、○○台地との中間地点に位置する農地です。詳細につい  
ては、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の○○さんが、○○さんから売買に

より所有権の移転を受け、宅地分譲用地を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路となっています。雨水は、西側、北側の道路側溝に放流します。生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺にブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎます。

転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされ、同意も得ているとのことです。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積292㎡、申請事由：搬入路用地及び資材置場用地、権利の内容：賃貸借権の設定、主な内容は、〇〇工事に係る搬入路及び資材置場用地としての一時転用です。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

3番 2番を説明します。申請地は、穂北の立野地区で、市道〇〇線下の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから、

賃貸借権により借り受けて、〇〇の建設、〇〇の工事を行うために申請されたものです。周囲は、東側は農地、西側は農地、南側は農地、北側は堤防となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、搬入路には養生ゴムパットを敷き、その上に鉄板を設置するため土砂の流出はありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、農振農用地となっていますが、一時的な転用で、市〇〇課の承諾も得ており、許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請は、令和4年3月1日から9月30日までの、約7ヶ月間の一時転用であり、7ヶ月間の賃貸借料は、〇〇円となっています。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：同居人の母、〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番3、登記・現況ともに田、面積989㎡、申請事由：賃貸住宅建築用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な内容は、木造2階建長屋住宅2棟(10戸)の建築であります。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

18 番 3 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、県道〇〇線を〇〇方面に向かい、〇〇先のカーブ左側に建つアパートの下側に位置する農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、母親になる〇〇さんから使用貸借により借り受けて、長屋住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は道路、西側はアパート、南側は田、北側は畑となっています。雨水は、敷地内の側溝と排水柵を通して、道路脇の排水路に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、南北の農地境界部分には、L型擁壁を設置し、隣地境界部分には、セメントブロックを2段設置して土砂流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされ、同意を得ているとのことです。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 100 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 100 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 2

ページの通り、申請件数は2件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50aの要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,643㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14 番 1番を説明します。この申請地は、都於郡の〇〇集落で、渡人と受人は兄弟であり、兄の〇〇さんから、弟の〇〇さんへの贈与となります。〇〇さんは、水稻、野菜を50a以上作付けし、田植機、トラック、トラクター等農業に必要な機械等も一式揃っています。許可後は水稻を作付けすると聞いています。何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 889 m<sup>2</sup>、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

1 番 2番を説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落です。〇〇集落より 200m 程山手に進んだ農地となります。受人の〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権移転するものです。売買ではなく、なぜ贈与なのかについては、この申請地は、受人の〇〇さんの田の隣にあり、〇〇さんの田より 1m 程低く、大雨時には水が貯まり、また山沿いにあるため、猪や鹿の被害も多く、なんとか管理して欲しいとのことで贈与となったとのことです。〇〇さんは、ピーマンを 27a、水稻 2 町 7 反程作付けし、農機具も一式揃っています。許可後は、水稻を作付けすると聞いています。何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 101 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 101 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、先ず初めに、議案書 3～7 ページの所有権移転分 9 件を説明させていただきます。

1 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 他 3 筆、登記・現況ともに田、面積 3,700 m<sup>2</sup>です。

2 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,931 m<sup>2</sup>です。

3 番 受人：茶臼原の〇〇、渡人：熊本市の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番他 4 筆、登記・現況ともに畑、面積 10,069 m<sup>2</sup>です。

4 番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに畑、面積 8,665 m<sup>2</sup>です。

5 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地、大字下三財字〇〇番 4、登記・現況ともに田、面積 2,982 m<sup>2</sup>です。

6 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 408 m<sup>2</sup>です。

7 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,542 m<sup>2</sup>です。

8 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 983 m<sup>2</sup>です。

9 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに畑、面積 5,115 m<sup>2</sup>です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしてお

ります。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和4年1月5日を予定しております。

議 長 説明がありました1番から9番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第101号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第101号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による、農用地利用集積計画の公告(貸借権設定)については、議案書8~21ページの通り22件であります。申請番号順に説明します。

1番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他5筆、登記・現況ともに田、面積12,860㎡、令和4年1月から10年間の使用貸借権の再設定です。

2番 受人：南方の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番1の口9他15筆、登記・現況ともに田及び畑、面積9,067㎡、令和4年1月から10年間の使用貸借権の再設定です。

3番 受人：三納の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1他3筆、登記：畑、現況：田1筆、登記・現況ともに畑3筆、面積1,086㎡、令和4年1月から10年間の使用貸借権の再設定です。

4番 受人：三納の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他3筆、登記・現況ともに田及び畑、面積808㎡、令和4年1月から10年間の使用貸借権の再設定です。

5番 受人：右松の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他11筆、登記・現況ともに田及び畑、面積6,431㎡、令和4年1月から10年間の使用貸借権の再設定です。

6番 受人：調殿の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番2他9筆、登記・現況ともに田、面積8,273㎡、令和4年1月から10年間の使用貸借権の再設定です。

7番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番1他4筆、登記・現況ともに田、面積3,528㎡、令和4年2月から5年間の貸借権の再設定です。

8番 受人：下三財の〇〇、渡人：藤田の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番18他2筆、登記・現況ともに田、面積3,889㎡、令和4年2月から5年間の貸借権の再設定です。

9番 受人：下三財の〇〇、渡人：藤田の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他4筆、登記・現況ともに田、面積6,586㎡、令和4年2月から5年間の貸借権の再設定です。

10番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに畑、面積3,350㎡、令和4年2月から5年間の貸借権の再設定です。

11番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積9,140㎡、令和4年1月から10年間の貸借権の再設定です。

12番 受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野〇〇番1他

1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,987 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

13 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 1,002 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

14 番 受人：三宅の〇〇、渡人：奈良県の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 3 筆、登記・現況ともに田、面積 3,488 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

15 番 受人：三納の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 6 筆、登記・現況ともに田、面積 6,145 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

16 番 受人：右松の〇〇、渡人：旭 2 丁目の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 3,007 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

17 番 受人：新富町の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 2,412 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

18 番 受人：右松の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,542 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 4 年 10 ヶ月間の賃貸借権の新規設定です。

19 番 受人：右松の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 983 m<sup>2</sup>、令和 4 年 1 月から 4 年 10 ヶ月間の賃貸借権の新規設定です。

20 番 受人：新富町の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 2,483 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 3 年間の賃貸借権の新

規設定です。

21 番 受人：新富町の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,000 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

22 番 受人：三納の〇〇、渡人：福岡県の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 817 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 4 年 1 月 5 日を予定しております。

議長 第 101 号議案 3 番は、11 番〇〇委員、10 番は、3 番〇〇委員、16 番は、4 番〇〇委員、18 番・19 番は、31 番〇〇委員が関連する案件であり、農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、4 人の委員関連議案 5 件を除く、17 件の案件について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 3 番の審議を行いますので、11 番〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議長 それでは 3 番の審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は、席にお戻りください。

議 長 10 番の審議を行いますので、3 番〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議 長 それでは 10 番の審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は、席にお戻りください。

議 長 16 番の審議を行いますので、4 番〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議 長 それでは 16 番の審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は、席にお戻りください。

議長 18・19番の審議を行いますので、31番〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議長 それでは18番、19番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は、席にお戻りください。

議長 議案第102号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第102号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書22～37ページ分と追加1件により19件となります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号1番を代表して、説明させていただきます。

1番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：藤田の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番4、登記・現況ともに田、面積243㎡、令和4年2月1年7ヶ月の賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜

の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和4年1月5日を予定しております。

議長 代表1番の説明がありましたが、1番～19番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第103号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第103号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書38ページの通り1件であります。

非農地証明明細番号1、土地の所在：大字上三財字〇〇番1他1筆、地目：台帳・田、現況・山林（竹林）、面積398㎡、所有者：西都市大字上三財〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4になります。

議長 番号1について地元委員の説明を求めます。

19番 非農地証明1番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有している農地ではありますが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから事由4に該当すると判断しました。皆

さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 00 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_

22 番 \_\_\_\_\_